

# 日医FAX ニュース



日医FAXニュース  
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

## ■ 安倍総理と意見交換 横倉会長

横倉義武会長は4月3日、首相官邸で安倍晋三内閣総理大臣と会談し、日医の平成30年間の歩みをまとめた記念誌『日本医師会 平成三十年の歩み』を贈呈するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応について意見交換を行った。

会談では、冒頭、横倉会長が安倍総理に同記念誌を手渡し、祝辞を寄せていただいたことに謝意を示した。

引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応についての意見交換に移り、まず、4月1日に日医会館で行われた定例記者会見において、「医療危機的状況宣言」を行ったこと及びその背景を説明。既に医療提供体制は危機的状況にあり、特に東京や大阪では顕著であることを強調した。

次に、会談の直前に衆議院議員会館で開催された「超党派『医師国会議員の会』」の概要を説明し、与野党から多くの議員の参加があったこと等を報告した。

今後の具体的な医療提供体制については、各市区町村で新型コロナウイルス感染症に関

する相談に対応できるような体制づくりや重症者の病床を確保するため、無症状・軽症者用の施設等の必要性を指摘。この点について、安倍総理も同様の認識を示し、準備を進めているとした。

横倉会長はまた、地域の実情に応じて、新型コロナウイルス感染症への対応を行う医療機関と、その他の疾病の治療（日常診療）を行う医療機関に分けることも医療現場等の混乱を避けるために有効な手段であるとした。

電話や情報通信機器を用いた診療についても意見交換を行い、その有効性や問題点について日医としての意見を述べ、医療従事者の感染を避けることの重要性について、安倍総理と見解が一致した。

その他、現在急ピッチで研究や治験が進められている治療薬やワクチン等にも言及した横倉会長は、有効性が確認されたものについて、副作用を十分に考慮した上で、柔軟な使用が可能となるよう対応を要請し、安倍総理も前向きな姿勢を示した。

【「日医君」だより】

## ■ 都内の感染拡大を受け、要望書を提出

— 横倉会長 —

横倉義武会長は4月4日、当日、東京都で新たに確認された新型コロナウイルス感染症の感染者数が初めて、3桁となる118人になったことを受けて、国民の感染予防に関する取り組みの強化を求める要望書を、加藤勝信厚生労働大臣に提出した。

要望書の中で、横倉会長は、日医が4月1日に、国民に自身の健康管理、感染を広げな

い対策、適切な受診行動を求めるため、「医療危機的状況宣言」を行ったことを改めて指摘。その上で、東京都で新たに確認された新型コロナウイルスの感染者が118人になったことに危機感を示し、国に対して、医療提供体制を維持するため、医療従事者が全力で取り組めるよう、東京都をはじめとする首都圏において、国民の感染予防への取り組みの強化に一層尽力することを求めている。

【「日医君」だより】

## ■ 新型コロナ「緊急事態宣言」発令で決議

— 超党派の医系議員会合 —

与野党の医系議員でつくる「医師国会議員の会」（代表世話人＝鴨下一郎衆院議員・自民）は4月3日、新型コロナウイルス感染症の拡大に関して日本医師会の横倉義武会長らと意見交換を実施し、緊急事態宣言の発令などを求める決議をまとめた。

決議文には「感染爆発が起こってからでは遅く、今のうちに対策を講じなくてはならない」と明記。終了後の会見で中川俊男副会長は、決議文の「対策」が意味することについて「緊急事態宣言を出すべきだということを言っている」と説明した。今後、決議文を加藤勝信厚生労働相と西村康稔経済再生担当相に申し入れる予定。

緊急事態宣言の必要性について反対する議員はいなかったものの、積極的に宣言を発令すべきかどうかについては、出席者の中で温度差があったもよう。決議では、医療従事者が安心して働くため「制度的対応、新型コロナウイルス感染症対策基金（交付金）、税制

等を講ずる」ことも政府に要望した。

横倉会長は会見で、▽PCR検査が実施可能な新型コロナ感染症の相談外来を公設すべきだ▽地域の医療機関を新型コロナ感染症患者に対応する病院と、それ以外の病院に区分けすべきだ▽公立病院などが感染者対応の役割を担うことに期待—などと述べた。

このほか、会合の事務局を務める羽生田俊参院議員（自民）によると、医療施設の機能分化や感染者専門病院の設立、医療資機材不足への対策を求める意見が出た。

【メディファクス】

## ■ 軽症者は「施設か自宅」へ転換準備を

— 厚労省がGL —

厚生労働省は4月2日夜、新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、重症者を優先する医療体制へ移行するため、軽症者や無症状者を宿泊施設で療養させたり、自宅で療養させたりする際の考え方（ガイドライン＝GL）をまとめ都道府県などに事務連絡した。入院の必要性は医師が判断する。患者の健康管理については、宿泊療養中は保健師か看護師が日中は常駐し、医師はオンコールで対応する。自宅療養では、診察した医師の指示で都道府県などが定期的に本人から健康状態を聴取するが、地域の医師会等の団体への委託も可能とする。

現在、新型コロナウイルス感染症患者は軽症者も入院させている。医療体制の移行に向けた準備として厚労省は、事務連絡を3本送付。それぞれ、▽宿泊・自宅療養の準備に関する内容▽宿泊療養に関するマニュアル▽自宅療養時

のフォローアップと感染管理対策一を示した。全体として、感染者の増大による病床不足に対応するため、軽症者は入院させずに宿泊施設や在宅での療養に移行する場合のGLという位置付けだ。

入院の対象外となるのは高齢者、基礎疾患がある人、免疫抑制状態にある人、妊娠している人という4点に「該当しない」ことに加え、医師が症状や病床の状況を踏まえて、入院が必要ではないと判断した人。入院以外の療養場所は、都道府県が用意する宿泊施設か自宅のいずれかになる。

同居家族の高齢者などと生活空間を分けられない人や、高齢者、医療従事者、福祉・介護職員と同居している人には、優先的に宿泊施設を確保する。自宅療養の場合は、軽症者が外出しないことを前提とし、高齢者などが同居家族の場合は自宅内での生活空間を完全に分け、一時的に親戚の家に移動するなどの対応を取るよう求める。

宿泊療養と自宅療養を解除する基準は、原則として「PCR検査で2回連続陰転化を確認する」こと。ただし、PCR検査をすることで重症者への医療提供に支障が生じる可能性がある場合は、宿泊・自宅療養開始から14日間経過した場合に解除する。

医師は宿泊療養中の健康管理にオンコールで対応する。この医師は「国で具体的な要件を作らず、地域の実情に応じ都道府県で調整する」（厚労省担当者）ことになる。

自宅療養の健康管理では、診察した医師の指示に基づき、都道府県・保健所設置市・特別区が定期的に本人から健康状態を聴取するが、地域の医師会などの団体に委託すること

も可能にする。医療提供が必要になった場合は、受け入れ可能な医療機関への受診調整をするが、搬送では「公共交通機関は使えない」（厚労省担当者）。

### ●退院基準の変更も

厚労省健康局結核感染症課は2日付で、退院基準を変更する通知（健感発0402第1号）も出した。軽快後24時間後にPCR検査をし、陰性の場合に前回検体採取から24時間以後に再度PCR検査。2回連続で陰性の場合に退院となる。 【メディファクス】

## ■ 厚労省、妊婦への新型コロナ対策を公表

— 「妊娠後期は重症度変わらず」 —  
厚生労働省は4月1日付で、妊婦を対象とした新型コロナウイルスの感染症対策を公表した。感染が妊娠に与える影響として、現時点では妊娠後期に新型コロナウイルスに感染したとしても経過や重症度は妊娠していない人と変わらないと説明。胎児への影響についても海外では同ウイルス感染症例が報告されているものの、死産や流産、胎児の異常につながった報告はなく、妊娠中でも過度な心配は必要ないとした。

### ●妊婦の肺炎、重症化に注意を

一方で、妊婦が肺炎にかかった場合は一般的に重症化する可能性があるとし、専門家会議が提言している①密閉空間②密集場所③密接場面—の「3つの密」が同時に重なる場所は避けるよう求めた。妊婦の人で働いている場合は、時差通勤やテレワーク、休暇の取得などを勤務先に相談することを推奨した。

【メディファクス】